

株 主 各 位

千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3

新日本建設株式会社

代表取締役社長 高 見 克 司

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、郵送による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
新日本ビル 12階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 取締役14名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、その際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日会場において、出席役員及び運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止のための措置（株主様における会場でのアルコール消毒液使用のためのお声がけや、発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場をお断りすることや退場を命じること等）を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎接触感染リスク軽減のため、ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shinnihon-c.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。
 - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した連結計算書類の一部であります。
 - ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合や、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト(<http://www.shinnihon-c.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善を背景として低成長ながらも堅調に推移しておりましたが、消費税の増税や年明け以降の世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、景気は減速局面に転換しました。

当社グループをとりまく事業環境におきましては、建設事業では、公共投資や民間設備投資は底堅く推移いたしました。一方、開発事業等では、マンション販売価格が高止まりしており、首都圏マンション市場での初月契約率が好不調の目安となる70%を割り込む厳しい状況が続きました。

このような環境のなか、当社グループの連結業績は、次のとおりとなりました。売上高につきましては前期比9.0%増の1,125億42百万円となり、その内訳は完成工事高673億円、開発事業等売上高452億42百万円となりました。利益につきましては、営業利益は前期比1.1%減の145億1百万円、経常利益は前期比0.4%増の146億1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比4.7%増の105億39百万円となりました。

当連結会計年度の受注高・売上高

区 分	受 注 高			売 上 高		
	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比
	(百万円)	(%)	(%)	(百万円)	(%)	(%)
建 設 事 業	65,126	2.2	64.9	67,300	11.7	59.8
開 発 事 業 等	35,296	△18.7	35.1	45,242	5.2	40.2
合 計	100,422	△6.3	100.0	112,542	9.0	100.0

(注) 建設事業は主として建築工事であります。一部土木工事等が含まれております。

(2) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染の防止策を徹底しつつ、建設事業と開発事業によるシナジー効果の更なる拡充による一層の企業価値の向上を目指し、下記の事項に取り組んでまいります。

① 非住宅・大型工事の技術力強化

- ・非住宅（物流施設・商業施設）・大規模案件の設計力強化
- ・大型・鉄骨工事の積算制度の向上及び新規優良協力業者の開拓
- ・大型・鉄骨工事の施工技術力（施工品質・工期短縮）工場

② 企画開発力、営業力の強化

- ・付加価値営業の徹底による特命受注の強化
- ・非住宅（鉄骨造）、大型工事受注の積極展開
- ・駅近の好立地に絞った事業用地の仕入

③ 継続的な業務改善による生産性向上、及び働きやすい環境の整備

- ・施工管理手法の改善による施工品質向上、及びコスト削減
- ・自社製販一貫体制の更なる改善による高品質な商品、サービスの提供
- ・業務効率化による総労働時間の削減

④ リスク管理、コンプライアンスの徹底

- ・工事受注、用地仕入時等における事業リスク管理の徹底
- ・法令、社会規範を遵守した業務遂行の徹底
- ・労働安全衛生マネジメントシステム導入による事故防止機能の強化

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 53 期 (2017年 3 月期)	第 54 期 (2018年 3 月期)	第 55 期 (2019年 3 月期)	第56期(当連結会計年度) (2020年 3 月期)
受 注 高 (百万円)	92,058	108,301	107,140	100,422
売 上 高 (百万円)	86,857	95,340	103,250	112,542
経 常 利 益 (百万円)	11,972	13,531	14,542	14,601
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12,698	8,930	10,066	10,539
1株当たり当期純利益(円)	217.21	152.76	172.20	180.29
総 資 産 (百万円)	93,492	101,490	105,665	117,031
純 資 産 (百万円)	47,445	55,270	63,879	73,274

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 53 期 (2017年 3 月期)	第 54 期 (2018年 3 月期)	第 55 期 (2019年 3 月期)	第56期(当事業年度) (2020年 3 月期)
受 注 高 (百万円)	76,051	94,046	94,953	87,346
売 上 高 (百万円)	75,957	81,532	88,633	99,841
経 常 利 益 (百万円)	12,800	13,988	14,064	14,023
当期純利益 (百万円)	11,889	8,905	9,743	10,297
1株当たり当期純利益(円)	203.36	152.34	166.67	176.14
総 資 産 (百万円)	80,027	89,318	96,247	108,895
純 資 産 (百万円)	43,755	51,619	60,160	69,273

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社新日本コミュニティー	20百万円	100%	マンション・ビル管理受託及び建物修繕工事請負
新日本不動産株式会社	379百万円	100%	当社本社社屋の賃貸及び不動産の賃貸
株式会社建研	100百万円	100%	建設工事の設計及び施工

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建築工事・土木工事の請負及び不動産の売買、賃貸を主な内容とする事業活動を展開しております。

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
当 社 本 社	千葉県千葉市美浜区
東 京 支 店	東京都中央区
北 関 東 支 店	千葉県柏市
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市若林区
株式会社新日本コミュニティー	千葉県千葉市美浜区
新日本不動産株式会社	千葉県千葉市美浜区
株式会社 建 研	東京都中央区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
建 設 事 業	名 453	名 (増) 28
開 発 事 業 等	86	(増) 1
全 社 (共 通)	25	(減) 3
合 計	564	(増) 26

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 嘱託78名、パート3名は除いております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
名 411	名 (増) 14	歳 36.9	年 11.8

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 嘱託39名、パート3名は除いております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
(2) 発行済株式の総数 61,360,720株 (うち自己株式2,900,030株)
(3) 株主数 2,650名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
株 式 会 社 シ ン ニ ホ ン コ ム	19,700	33.70
株 式 会 社 ユ ニ オ ン サ イ ト	6,761	11.57
株 式 会 社 千 葉 銀 行	2,877	4.92
株 式 会 社 京 葉 銀 行	2,383	4.08
公 益 財 団 法 人 新 日 育 英 奨 学 会	1,700	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,584	2.71
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,547	2.65
東 方 地 所 株 式 会 社	1,500	2.57
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,234	2.11
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	968	1.66

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式2,900,030株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位			氏名			担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	金	綱	一	男	(一社)中高層耐震建築機構代表理事理事長	
代表取締役社長	高	見	克	司	社長執行役員、 (株)新日本コミュニティー代表取締役社長、 新日本不動産(株)代表取締役社長	
取締役	鈴木	木	政	幸	副社長執行役員工事統括兼生産管理本部長	
取締役	今三	井上	順	男	専務執行役員開発事業本部長兼東京支店長	
取締役	高橋	苗	樹	一	専務執行役員工事本部長	
取締役	大川	良	生	樹	常務執行役員管理本部長兼経営企画室長	
取締役	大木	津	進	生	常務執行役員建設営業本部開発営業部長	
取締役	金	瀬	淳	也	常務執行役員建設営業本部企画開発部長	
取締役	長尾	井	徹	人	執行役員開発事業本部不動産開発部長	
取締役	酒山	口	裕	正	執行役員開発事業本部マンション販売部長	
取締役	高橋	岡	真	司	(株)ディスコ監査役	
常勤監査役	亀佐	藤	秀	典	芝大門法律事務所所属弁護士	
常勤監査役	大	嶋	卓	夫		
監査役	石	山	和	次	大嶋良弘公認会計士事務所所長、 税理士法人大嶋会計代表社員 石山和次郎税理士事務所所長	

- (注) 1. 取締役宮島青史氏は、2019年12月27日付で辞任により退任いたしました。
2. 取締役のうち山口裕正及び高橋真司の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役のうち大嶋良弘及び石山和次郎の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役大嶋良弘氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役石山和次郎氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社が定款に基づき社外取締役及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
社外取締役及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任については、取締役及び監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わない。
7. 監査役大嶋良弘氏は、2020年5月16日付で逝去により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 15名 271百万円 (うち社外取締役2名 4百万円)

監査役 4名 17百万円 (うち社外監査役2名 4百万円)

(注) 上記取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額25百万円(取締役24百万円、監査役0百万円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役山口裕正氏の兼職先である株式会社ディスコと当社との間に記載すべき事項はございません。

社外取締役高橋真司氏の兼職先である芝大門法律事務所と当社は顧問契約を締結しております。

社外監査役大嶋良弘氏の兼職先である大嶋良弘公認会計士事務所及び税理士法人大嶋会計と当社との間に記載すべき事項はございません。

社外監査役石山和次郎氏の兼職先である石山和次郎税理士事務所と当社との間に記載すべき事項はございません。

② 主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	山口 裕正	当事業年度に開催された取締役会には18回中17回出席し、主に長年経営者として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
取締役	高橋 真司	当事業年度に開催された取締役会には18回中17回出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監査役	大嶋 良弘	当事業年度に開催された取締役会には18回中16回、監査役会には13回中11回出席し、主に公認会計士及び税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監査役	石山和次郎	当事業年度に開催された取締役会には18回中18回、監査役会には13回中13回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

ロ. 社外役員の意見により変更された事業の方針またはその他の事項
該当事項はありません。

ハ. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 30百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	104,230	流動負債	41,896
現金預金	57,196	支払手形・工事未払金等	32,590
受取手形・完成工事未収入金等	20,704	未払法人税等	3,059
販売用不動産	1,311	未成工事受入金	2,883
未成工事支出金	557	開発事業等受入金	153
開発事業等支出金	23,800	賞与引当金	488
材料貯蔵品	95	完成工事補償引当金	147
その他の他	573	その他の他	2,572
貸倒引当金	△8	固定負債	1,861
固定資産	12,801	役員退職慰労引当金	186
有形固定資産	10,807	退職給付に係る負債	855
建物・構築物	4,174	繰延税金負債	294
機械及び装置	29	その他の他	524
車両運搬具及び工具器具備品	43	負債合計	43,757
土地	6,494	純資産の部	
リース資産	65	株主資本	73,273
無形固定資産	40	資本金	3,665
その他の他	40	資本剰余金	3,421
投資その他の資産	1,952	利益剰余金	66,766
投資有価証券	590	自己株式	△579
繰延税金資産	824	その他の包括利益累計額	0
その他の他	550	その他有価証券評価差額金	6
貸倒引当金	△13	退職給付に係る調整累計額	△6
資産合計	117,031	純資産合計	73,274
		負債・純資産合計	117,031

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高	67,300	
完 成 工 事 高		
開 発 事 業 等 売 上 高	45,242	112,542
売 上 原 価	58,917	
完 成 工 事 原 価		
開 発 事 業 等 売 上 原 価	34,387	93,305
売 上 総 利 益	8,382	
完 成 工 事 総 利 益		
開 発 事 業 等 総 利 益	10,854	19,237
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,735
営 業 利 益		14,501
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	15	
受 取 取 和 解	80	
そ の 他	23	118
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17	
そ の 他	0	18
経 常 利 益		14,601
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	421	421
特 別 損 失		
減 損 損 失 金	37	
減 損 害 補 償	52	90
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		14,932
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,130	
法 人 税 等 調 整 額	261	4,392
当 期 純 利 益		10,539
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		10,539

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,665	3,421	57,338	△579	63,845
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,110		△1,110
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			10,539		10,539
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	9,428	△0	9,428
当 期 末 残 高	3,665	3,421	66,766	△579	73,273

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	79	△45	34	63,879
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,110
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				10,539
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△73	39	△33	△33
当 期 変 動 額 合 計	△73	39	△33	9,395
当 期 末 残 高	6	△6	0	73,274

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年 5 月 26 日

新日本建設株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 間 洋 一 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 哲 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

新日本建設株式会社 監査役会

常勤監査役 亀岡秀典 ㊟

常勤監査役 佐藤卓夫 ㊟

監査役 石山和次郎 ㊟

(注1) 監査役石山和次郎は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注2) 監査役(社外監査役)大嶋良弘氏は2020年5月16日付で逝去により退任いたしました。このため、本連結計算書類に係る監査報告書作成時点において社外監査役の法定員数が満たされておりません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	96,181	流動負債	38,433
現金預金	52,563	支払手形	10,877
完成工事未収入金	17,231	工事未払金	18,935
開発事業等未収入金	484	未払金	1,516
販売用不動産	1,282	未払費用	242
未成工事支出金	143	未払法人税等	2,969
開発事業等支出金	23,813	未成工事受入金	2,869
短期貸付金	167	開発事業等受入金	153
未収入金	101	賞与引当金	422
その他の他	396	完成工事補償引当金	144
貸倒引当金	△4	その他の他	303
固定資産	12,713	固定負債	1,187
有形固定資産	5,914	退職給付引当金	761
建物・構築物	2,534	役員退職慰労引当金	186
車両運搬具	2	その他の他	239
工具器具・備品	19		
土地	3,325	負債合計	39,621
リース資産	33	純資産の部	
無形固定資産	20	株主資本	69,267
ソフトウェア	20	資本金	3,665
その他の他	0	資本剰余金	3,421
投資その他の資産	6,778	資本準備金	3,421
投資有価証券	462	利益剰余金	62,760
関係会社株式	2,688	利益準備金	410
出資金	0	その他利益剰余金	62,350
長期貸付金	2,360	別途積立金	50,000
繰延税金資産	781	繰越利益剰余金	12,350
その他の他	491	自己株式	△579
貸倒引当金	△6	評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
		純資産合計	69,273
資産合計	108,895	負債・純資産合計	108,895

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完 成 工 事 高	55,855	
開 発 事 業 等 売 上 高	43,986	99,841
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	48,871	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	33,671	82,543
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	6,983	
開 発 事 業 等 総 利 益	10,315	17,298
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,793
営 業 利 益		13,505
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	435	
受 取 和 解 金	80	
そ の 他	19	535
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17	
そ の 他	0	17
経 常 利 益		14,023
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	421	421
特 別 損 失		
減 損 損 失	37	
損 害 補 償 金	52	90
税 引 前 当 期 純 利 益		14,354
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,821	
法 人 税 等 調 整 額	235	4,056
当 期 純 利 益		10,297

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	3,665	3,421	3,421	410	41,000	12,163	53,573
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△1,110	△1,110
別 途 積 立 金 の 積 立					9,000	△9,000	—
当 期 純 利 益						10,297	10,297
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	9,000	186	9,186
当 期 末 残 高	3,665	3,421	3,421	410	50,000	12,350	62,760

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	△579	60,080	79	79	60,160
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,110			△1,110
別 途 積 立 金 の 積 立		—			—
当 期 純 利 益		10,297			10,297
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△73	△73	△73
当 期 変 動 額 合 計	△0	9,186	△73	△73	9,113
当 期 末 残 高	△579	69,267	6	6	69,273

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び 移動平均法による原価法
 - 関連会社株式
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ②たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - 販売用不動産 個別法
 - 未成工事支出金 個別法
 - 開発事業等支出金 個別法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 定率法
 - （リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - 無形固定資産 定額法
 - （リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金 従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の補償見込を加味した見積補償額のうち当事業年度負担額を計上しております。

工事損失引当金	受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち当事業年度末において損失の発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 <p>退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①退職給付見込額の期間帰属方法 <ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 <ul style="list-style-type: none"> 数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に費用処理しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法に準じた方法）

②その他の工事
工事完成基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	
建物・構築物	1,951百万円
土地	2,575百万円
合計	4,527百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	2,334百万円
3. 保証債務	
つなぎ住宅ローン利用顧客に関する保証	719百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	167百万円
長期金銭債権	2,360百万円
短期金銭債務	211百万円
5. 保有目的の変更	
建物・構築物22百万円及び土地27百万円を販売用不動産49百万円に振替えております。	

(損益計算書に関する注記)

1. 工事進行基準による完成工事高	54,826百万円
2. 関係会社との取引	
営業取引による取引高	
売上高	84百万円
仕入高	573百万円
その他の営業取引	143百万円
営業取引以外の取引高(収入分)	420百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式	2,899,762	268	—	2,900,030

(注) 変動事由の概要

単元未満株式の取得による増加 268株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	3百万円
賞与引当金	128百万円
退職給付引当金	231百万円
役員退職慰労引当金	56百万円
完成工事補償引当金	43百万円
未払事業税	142百万円
投資有価証券評価損	10百万円
関係会社株式評価損	11百万円
減損損失	64百万円
たな卸資産評価損	20百万円
その他	207百万円
繰延税金資産小計	920百万円
評価性引当額	△137百万円
繰延税金資産合計	783百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△2百万円
繰延税金負債合計	△2百万円
繰延税金資産の純額	781百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者との 関係	取引 の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	新日本 不動産 株式会社	千葉県 千葉市	百万円 379	不動産業	所有 直接 100.0	本社社屋 の賃借 役員の 兼任	資金の 貸付 (注)	—	短期 貸付金	167
									長期 貸付金	2,360
							利息の 受取 (注)	20	—	—
子会社	株式会社 建研	東京都 中央区	百万円 100	建設業	所有 直接 100.0	工事の 発注 役員の 兼任	配当金 の受取	400	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

貸付金の金利は、市場金利を勘案して決定しております。また、長期貸付金の返済条件は期間20年、年4回の返済であります。なお、担保の受入れはありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,184円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 176円14銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) この個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

ただし、1株当たり情報に関する注記については、銭未満を四捨五入して表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

新日本建設株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 ㊦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮崎 哲 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

新日本建設株式会社 監査役会
常勤監査役 亀 岡 秀 典 ㊟
常勤監査役 佐 藤 卓 夫 ㊟
監 査 役 石 山 和 次 郎 ㊟

(注1) 監査役石山和次郎は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注2) 監査役(社外監査役)大嶋良弘氏は2020年5月16日付で逝去により退任いたしました。このため、本監査報告書作成時点において社外監査役の法定員数が満たされておらず、当期の計算書類につきましては、承認特則規定(会社法第439条及び会社計算規則第135条)の適用対象外となります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類承認の件

本議案の内容は、提供書面（17頁から24頁）に記載のとおりであります。

当社社外監査役であった大嶋良弘氏が本年5月に急逝されたことから、当期計算書類に関する監査報告書作成時点において、社外監査役法定員数が満たされなくなりました。

このため、当期計算書類につきましては、承認特則規定（会社法第439条および会社計算規則第135条）の適用対象外となったことから、決議事項として承認をお願いするものであります。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額584,606,900円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金19円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 9,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 9,000,000,000円

第3号議案 取締役14名選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員（14名）の任期が満了となりますので、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	かね つな かず お 金 綱 一 男 【再任】	取締役会長
2	たか み かつ し 高 見 克 司 【再任】	代表取締役社長 社長執行役員
3	すず き まさ ゆき 鈴 木 政 幸 【再任】	取締役 副社長執行役員 工事統括兼生産管理本部長
4	いま い みつ お 今 井 三 男 【再任】	取締役 専務執行役員 開発事業本部長兼東京支店長
5	み かみ じゅん いち 三 上 順 一 【再任】	取締役 専務執行役員 工事本部長
6	たか ほし なえ き 高 橋 苗 樹 【再任】	取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営企画室長
7	おお かわ りょう せい 大 川 良 生 【再任】	取締役 常務執行役員 建設営業本部開発営業部長
8	き づ すずむ 木 津 進 【再任】	取締役 常務執行役員 建設営業本部企画開発部長
9	さば せ じゅん や 鯖 瀬 淳 也 【再任】	取締役 常務執行役員 建設営業本部都市開発部長
10	かね つな やす ひと 金 綱 康 人 【再任】	取締役 執行役員 開発事業本部不動産開発部長
11	なが お ひろし 長 尾 寛 【再任】	取締役 執行役員 開発事業本部建築企画部長
12	さか い とおる 酒 井 徹 【再任】	取締役 執行役員 開発事業本部マンション販売部長
13	やま ぐち ゆう せい 山 口 裕 正 【再任】 【社外・独立】	取締役
14	たか ほし しん じ 高 橋 真 司 【再任】 【社外・独立】	取締役

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	かね つな かず お 金 綱 一 男 (1940年3月28日生)	1964年10月 (有)金綱工務店設立 代表取締役社長 1969年2月 (有)金綱工務店を株式会社組織変更し、代表取締役社長に就任、1972年4月新日本建設(株)と商号変更 2013年6月 当社代表取締役会長会長執行役員 2019年4月 当社取締役 2019年6月 当社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) (一社)中高層耐震建築機構代表理事理事長	16株
取締役候補者とした理由 当社の設立者として長年にわたり当社の経営に携われた経験を活かして、当社の経営を監督していただくため、取締役として選任するものであります。			
2	たか み かつ し 高 見 克 司 (1964年11月21日生)	1989年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2003年4月 当社入社 2004年4月 当社管理本部長 2004年6月 当社取締役 2007年6月 当社常務取締役 2008年4月 当社常務取締役建設営業副本部長 2009年6月 当社代表取締役副社長 2010年4月 当社代表取締役副社長兼建設営業本部長 2013年6月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) (株)新日本コミュニティー代表取締役社長 新日本不動産(株)代表取締役社長	200,000株
取締役候補者とした理由 社長として当社の業務に携わっており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
3	すず き まさ ゆき 鈴 木 政 幸 (1955年10月11日生)	1976年11月 当社入社 1996年4月 当社工事本部工事第一部長 1999年6月 当社取締役 2005年6月 当社常務取締役技術本部長 2009年4月 当社常務取締役工事本部統括本部長 2012年9月 当社常務取締役生産管理本部長 2013年6月 当社取締役専務執行役員生産管理本部長 2018年6月 当社取締役副社長執行役員工事統括兼生産管理本部長 (現任)	12,336株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として工事部門や購買部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	いま い みつ お 今井三男 (1957年9月15日生)	1981年4月 大京観光(株)(現(株)大京)入社 2000年4月 当社入社 2001年4月 当社不動産事業副本部長兼東京支店長 2001年6月 当社取締役 2005年6月 当社常務取締役 2010年4月 当社常務取締役開発事業副本部長兼東京支店長 2013年6月 当社取締役専務執行役員開発事業本部長兼東京支店長(現任)	15,000株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として開発部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
5	み かみ じゅん いち 三上順一 (1955年8月22日生)	1979年4月 当社入社 2005年4月 当社工事本部工事第五部理事部長 2005年6月 当社取締役 2009年4月 当社取締役工事副本部長 2011年4月 当社取締役工事統括副本部長 2012年4月 当社取締役工事本部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員工事本部長 2018年6月 当社取締役専務執行役員工事本部長(現任)	10,000株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として工事部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
6	たか はし なえ き 高橋苗樹 (1966年10月29日生)	1991年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2006年6月 当社入社 2008年6月 当社執行役員経営企画室長 2010年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 2013年6月 当社取締役執行役員 2014年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画室長(現任)	2,700株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として管理部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
7	おお かわ りょう せい 大川良生 (1964年8月27日生)	1988年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員建設営業本部開発営業部長 2013年6月 当社取締役執行役員 2018年6月 当社取締役常務執行役員建設営業本部開発営業部長(現任)	12,700株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として営業部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	木津 進 (1964年11月3日生)	1987年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員建設営業本部営業企画部長 2013年6月 当社取締役執行役員 2018年6月 当社取締役常務執行役員建設営業本部企画開発部長(現任)	22,400株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として営業部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
9	鯖瀬 淳也 (1964年12月15日生)	1988年4月 当社入社 2003年4月 当社営業本部北関東支店長 2007年4月 当社執行役員建設営業本部北関東支店長 2010年6月 当社取締役 2018年6月 当社取締役常務執行役員建設営業本部都市開発部長(現任)	12,300株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として営業部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
10	金綱 康人 (1975年9月22日生)	2004年9月 日商岩井不動産(株)(現双日(株))入社 2007年4月 当社入社 2015年4月 当社執行役員開発事業本部不動産開発部長 2018年6月 当社取締役執行役員開発事業本部不動産開発部長(現任)	464株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として開発部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
11	長尾 寛 (1973年3月13日生)	1995年4月 (株)大京入社 2000年3月 当社入社 2015年4月 当社執行役員開発事業本部建築企画部長 2018年6月 当社取締役執行役員開発事業本部建築企画部長(現任)	500株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として開発事業の企画部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
12	酒井 徹 (1973年7月1日生)	1997年4月 (株)大京入社 2003年10月 当社入社 2015年4月 当社執行役員開発事業本部マンション販売第三部長 2018年6月 当社取締役執行役員開発事業本部マンション販売部長(現任)	1,600株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として開発事業の販売部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
13	【社外取締役候補者】 <small>やま ぐち ゆう せい</small> 山口 裕正 (1948年1月10日生)	1971年4月 ㈱三和銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 入行 1995年7月 同行 東京業務本部審査部長 1999年6月 同行 執行役員 2002年5月 ㈱UFJ銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 常務執行役員 2003年6月 藤和不動産㈱(現三菱地所レジデンス㈱) 代表取締役副社長 2009年6月 ユニチカ㈱ 代表取締役専務執行役員 2015年6月 ㈱ディスコ監査役(現任) 2015年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ディスコ監査役	一株
社外取締役候補者とした理由 長年にわたり会社経営に携われており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。			
14	【社外取締役候補者】 <small>たか はし しん し</small> 高橋 真司 (1972年6月30日生)	1999年4月 弁護士登録 芝大門法律事務所入所(現任) 2015年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 芝大門法律事務所所属弁護士	一株
社外取締役候補者とした理由 弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任するものであります。なお、高橋真司氏は社外取締役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、客観的立場からの的確な指導・助言をいただけることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山口裕正並びに高橋真司の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
3. 社外取締役候補者の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、山口裕正並びに高橋真司の両氏とも5年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項のに基づき、全ての社外取締役と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。本選任議案が可決された場合は、山口裕正、高橋真司の両氏との間に、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役亀岡秀典、石山和次郎の両氏が任期満了となり、また、監査役大嶋良弘氏が2020年5月16日に逝去されたことに伴い退任いたしましたので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	<small>かめ おか ひで のり</small> 亀岡秀典 【再任】	常勤監査役
2	<small>き むら おさむ</small> 木村 理 【新任】【社外】	—
3	<small>いし やま かずじろう</small> 石山和次郎 【再任】【社外・独立】	監査役

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位 及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	かめ おか ひで のり 亀 岡 秀 典 (1961年4月3日生)	1984年4月 ㈱青木建設（現青木あすなろ建設㈱）入社 2005年9月 当社入社 2008年4月 当社管理本部財務部長 2016年6月 当社監査役（現任）	一株
監査役候補者とした理由 当社の財務業務に精通し、人格、識見が優れていること並びに当社監査役としての実績から監査役候補者といたしました。			
2	【社外監査候補者】 ※き むら おさむ 木 村 理 (1957年6月3日生)	1981年4月 ㈱千葉銀行入行 2010年6月 同行 執行役員 支店支援部長 2012年6月 同行 取締役常務執行役員 2014年6月 同行 取締役専務執行役員 営業本部長 2016年6月 同行 取締役副頭取 2019年6月 ちばぎん証券㈱ 取締役社長（現任）	一株
社外監査役候補者とした理由 長年にわたり会社経営に携われており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、人格、識見が優れていることから社外監査役候補者といたしました。			
3	【社外監査候補者】 いし やま かずじろう 石 山 和次郎 (1945年12月11日生)	1964年4月 仙台国税局総務部総務課 2004年7月 茂原税務署長 2005年9月 石山和次郎税理士事務所所長（現任） 2012年6月 当社監査役（現任）	一株
社外監査役候補者とした理由 税理士としてのご経験を有し、人格、識見が優れていること並びに当社社外監査役としての実績から社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者木村理、石山和次郎の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって、石山和次郎氏は8年であります。
5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、全ての監査役と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。本選任議案が可決された場合は、亀岡秀典、木村理、石山和次郎の3氏との間に、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
新日本ビル 12階会議室



- ◎新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、郵送による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ◎接触感染リスク軽減のため、ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

■ 交通のご案内

JR京葉線海浜幕張駅より徒歩約4分